

平成30年7月に次の相続に関する民法が改正されました

(1) 配偶者が不安にならないための対策

今の家に住み続けられるの？

- ① 配偶者の居住権（平成32年4月1日以後の相続から適用）
住み慣れた住居から移転しなければならなくなる負担を被相続人の配偶者に負わせないようにするために、配偶者に居住権を与える制度を設けた。
配偶者が相続開始時に被相続人の所有していた建物に居住していた場合において、無償でその建物に「居住」することができる権利を与えることとした。

家は相続の対象とならないの？

- ② 遺産分割時の居住用不動産を相続の対象としない
（平成31年7月1日以後の相続から適用）
遺産分割協議の時、相続人が平等に財産を取得できる様に過去に被相続人から取得した財産を含めて話し合いをすることとされていたが、そのうち配偶者が取得した居住用不動産について分割協議の財産に含めなくてもよいこととした。
※税法においては、持ち戻しに関する同様の制度として配偶者贈与の非課税の制度がある。

預金は払戻できないの？

- (2) 預貯金の仮払制度（平成31年7月1日以後の相続から適用）
預貯金の取扱いについては、最近の最高裁の判決により遺産分割協議の対象であると判決を出したばかりであるが、被相続人の預貯金を全く引き出せない状況における不都合な実態から、預貯金の額の3分の1にその者の法定相続分を乗じた金額まで払い出しができることとした。

全部自筆でなくても良いの？

- (3) 自筆証書遺言の条件の緩和（平成31年1月13日以後の遺言書から適用）
自筆証書遺言は、すべてを自筆で記載をし、押印をしなければならないとされていたが、自筆証書遺言に添付する財産の目録については、ワープロ等で作成することができることとなった。
※自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設（平成32年7月10日から適用）
法務省令の様式にしたがって作成された自筆証書遺言を法務局で保管する制度がつけられた。

遺留分は相続人が最低もらえる財産

- (4) 遺留分制度の見直し（平成31年7月1日以後の相続から適用）
- ① 遺留分権利部分の金銭債権化
遺留分侵害があった場合、遺留分を侵害された部分について「金銭」で支払うように改正された。
- ② 遺留分算定の贈与の範囲
遺留分の算定を、過去に被相続人から贈与等により取得した財産のすべてを相続発生時の財産に加えて遺留分を計算していたところ、相続開始前10年以内のものに限るとした。

相続人以外が療養看護をした場合は？

- (5) 相続人以外の者の貢献を考慮する方策（平成31年7月1日以後の相続から適用）
これまでの寄与に対する考え方を改めて、相続人以外の者における被相続人に対する養生看護等についても寄与分を認め、特別の寄与として相続人に対し金銭の支払いを請求できるようにした。

おかげ様で12月に15周年を迎えました
ありがとうございます

鈴木敏之税理士事務所

港区赤坂2-16-21

Tel 03-5114-0720

Fax 03-3586-7270

e-mail info@asuka-acc.jp
